

(証券コード8006)
2025年6月5日

株 主 各 位

千葉県船橋市宮本四丁目18番6号
ユアサ・フナショク株式会社
代表取締役社長 山 田 共 之

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yuasa-funashoku.com/investors/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき「第54回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユアサ・フナショク」又は「コード」に当社証券コード「8006」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 千葉県船橋市本町1丁目10番10号
船橋商工会議所会館6階（大ホール）
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、最後の議決権行使を有効といたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、
「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告ならびに連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎本総会におけるご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

◎今後、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日（金曜日） 午前10時

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日） 午後5時30分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2025年6月26日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策のひとつと考えており、業績や財務状況を勘案し安定的な配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の経営環境等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき120円 総額529,520,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、企業価値の継続的向上及び取締役会の適切な構成を図るべく、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
1	 やま だ と も ゆ き 山 田 共 之 (1958年5月2日生)	1981年 3月 当社入社 2007年 5月 当社執行役員千葉支店長 2011年 6月 当社取締役千葉支店長 2015年 4月 当社常務取締役東京支店長 2016年 4月 当社常務取締役食品本部長、米穀本部担当 2018年 4月 当社常務取締役食品本部長兼商品部長、米穀本部担当 2019年 4月 当社代表取締役社長 現在に至る	11,200株
	取締役候補者とした理由 2019年4月から代表取締役社長として当社グループの経営の指揮をとり、事業を推進しております。当社における豊富な経験と経営全般に関する見識、実績が、当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	 おく だ りょう ぞう 奥 田 良 三 (1963年1月29日生)	1985年 4月 当社入社 2002年 4月 当社松戸支店長 2010年 4月 当社食品本部商品部長兼物流統括室長 2016年 4月 当社執行役員業務用商品本部長兼食品原料部長兼開発室長 2016年 6月 当社取締役業務用商品本部長兼食品原料部長兼開発室長 2018年 4月 当社取締役業務用商品本部長兼業務用食材部長兼開発室長 2020年 4月 当社取締役業務用商品本部長兼開発室長、飼料畜産本部担当 2021年 4月 当社常務取締役食品本部長 2023年 4月 当社常務取締役千葉支店長、低温食品本部担当 2024年 4月 当社常務取締役低温食品本部長兼千葉支店長 現在に至る	3,300株
	取締役候補者とした理由 常務取締役として、食品、業務用商品、物流などの幅広い経験をもとに営業部門を指揮し、営業戦略における重要な意思決定や業務執行の監督の役割を果たすなど、更なる企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	 はやし しんじ 林 伸 二 (1963年8月9日生)	1983年 4月 当社入社 2012年 4月 当社松戸支店長 2018年 4月 当社執行役員松戸支店長 2019年 6月 当社取締役松戸支店長 2020年 4月 当社取締役米穀本部長兼米穀部長、低温食品本部担当 2021年 4月 当社取締役米穀本部長、低温食品本部担当 2023年 4月 当社取締役米穀本部長 2024年 4月 当社常務取締役米穀本部長 2025年 4月 当社常務取締役食品本部長、米穀本部担当 現在に至る	2,000株
	取締役候補者とした理由 常務取締役として、支店長、本部長を務めるなど豊富な経験を有し、社内業務に精通しております。経営全般についての幅広い見識と経験を有していることから、適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	 わ け ま み こ 和 氣 満 美 子 (1967年9月14日生) (注) 3	2000年10月 弁護士登録 2003年 4月 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事 2005年 4月 第二東京弁護士会弁護士業務委員会副委員長 2010年 4月 東京簡易裁判所民事調停委員 2015年 6月 当社社外取締役（現任） 2017年10月 東京簡易裁判所民事調停官 2022年10月 東京地方裁判所民事調停委員（現任） 2024年 4月 あたらし橋法律事務所所属 現在に至る	900株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての知識と経験を有しており、専門的で独立した立場から監督、助言をいただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	 あ だ ち ま さ は る 足 立 政 治 (1951年8月16日生)	1979年 8月 公認会計士登録 2005年 6月 有限責任監査法人トーマツ代表社員 2009年 7月 日本公認会計士協会 品質管理主席レビューアー 2015年 3月 アライドテレシスホールディングス株式会社 常勤監査役 2017年 6月 株式会社カオナビ社外監査役 2017年 8月 コーユーレンティア株式会社社外監査役（現任） 2019年 6月 当社社外取締役（現任） 現在に至る	1,200株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な監査経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことを期待すると共に、取締役会における意見、助言が、当社の事業計画の実現、企業価値向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。		
6	 い し ば し ひ ろ し 石 橋 宏 (1965年6月24日生)	1987年 4月 当社入社 2012年 4月 当社経理部長 2020年 4月 当社総務部長 2021年 4月 当社執行役員管理本部長兼経営企画室長兼総務部長 2021年 6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長 2022年 4月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 現在に至る	1,600株
	取締役候補者とした理由 取締役として、当社管理部門において、経理部長、総務部長を歴任、豊富な業務経験を有し、社内業務を熟知しております。その経験や知見は当社取締役会において必要かつ適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	 おお やま しゅう いち 大 山 修 一 (1965年10月21日生)	1988年 4月 山野株式会社入社 1999年 8月 当社パールホテル茅場町支配人 2005年 4月 当社パールホテル太田支配人 2015年 4月 当社ホテル事業本部管理部長 2018年 4月 当社執行役員ホテル事業本部副本部長 2019年10月 当社執行役員ホテル事業本部長兼管理部長 2023年 4月 当社取締役ホテル事業本部長兼管理部長 現在に至る	900株
	取締役候補者とした理由 取締役として、ホテル事業の運営や経営戦略の策定に携わるなど、豊富な経験を有し社内業務を熟知しております。当社取締役会においてその経験や知見を生かし、意思決定や監督の強化が期待できるため取締役候補者といいたしました。		
※ 8	 の だ さとし 野 田 聡 (1971年7月23日生)	1995年 4月 当社入社 2017年 4月 当社業務用商品本部食品原料部長 2021年 4月 当社業務用商品本部副本部長 2022年 4月 当社業務用商品本部副本部長兼業務商材部長 2023年 4月 当社執行役員業務用商品本部長兼業務商材部長 2025年 4月 当社執行役員業務用商品本部長兼業務商材部長 飼料畜産本部担当 現在に至る	一株
	取締役候補者とした理由 1995年から当社の一員として営業に携わり、部長、本部長を務めるなど豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において生かし、意思決定や監督の強化が期待できるため取締役候補者といいたしました。		

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
※ 9	 み き さ と し 三 木 智 史 (1972年 1 月24日生)	1993年 4月 当社入社 2017年 4月 当社東京支店副支店長 2023年 4月 当社執行役員東京支店長 2025年 4月 当社執行役員食品本部副本部長兼東京支店長 現在に至る	一株
	取締役候補者とした理由 1993年から当社の一員として営業に携わり、支店長、副本部長を務めるなど主力営業部門の豊富な経験により、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において生かし、意思決定や監督の強化が期待できるため取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 和氣満美子氏の戸籍上の名は、栗宇満美子氏であります。
4. 和氣満美子氏及び足立政治氏は、社外取締役候補者であります。
5. 和氣満美子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
6. 足立政治氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 当社は、和氣満美子氏、足立政治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
8. 当社は当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
き ほら しん じ 木 原 新 二 (1959年7月13日生)	1982年 4 月 株式会社千葉銀行入行 2001年 6 月 同行天津支店長 2010年 6 月 同行営業開発部副部長 2011年 6 月 同行茂原支店長 2014年 6 月 同行執行役員中央支店長 2015年 6 月 同行執行役員本店営業部長 2016年 6 月 同行常務執行役員本店営業部長 2017年 6 月 株式会社総武取締役社長 2020年 6 月 当社社外監査役 2023年 6 月 ちば債権回収株式会社取締役会長（現任） 2024年 6 月 当社補欠監査役 現在に至る	一株
補欠の社外監査役候補者とした理由 木原新二氏は、2020年6月から2024年6月まで当社の社外監査役として適正な監査を実施しておりました。また、金融機関における長年の経験と豊富な知見を有しており、当社の健全な経営に資すること、中立、公正な視点から監査等を行うことができると判断したため、補欠の監査役候補者いたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 木原新二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月27日開催の当社第37回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.14%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告24頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の

前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の増加等を背景に景気は緩やかな回復基調で推移した一方で、米国の通商政策をはじめとした不安定な国際情勢による世界経済の減速リスク、長期化する物価高等、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

食品流通業界におきましては、原材料や輸送コスト、人件費高騰等に伴う家庭用商品の値上げにより消費者の節約志向が継続するなど、引き続き厳しい経営環境となりました。

ビジネスホテル業界におきましては、ビジネスやレジャー客及び訪日外国人の宿泊が順調に推移しましたが、依然として人手不足が大きな懸念材料となっており、燃料費や物価高騰により利益が圧迫され厳しい環境となりました。

このような状況のなかで、当社グループは引き続き、地域に密着した営業を展開するとともに、商事部門では物流の効率化、ホテル部門ではお客様が快適に過ごせるサービスの提供に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,230億92百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益は27億30百万円（前年同期比47.1%増）、経常利益は31億16百万円（前年同期比40.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億50百万円（前年同期比24.3%減）となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益が前年同期に比べ6億56百万円減少した主な要因は、前年同期において八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業による権利変換に伴う受取補償金14億4百万円、固定資産売却益3億48百万円を特別利益に計上したことによるものです。

事業部門別セグメントの概況は次のとおりであります。

商事部門

商事部門につきましては、物価高騰による消費者の節約志向が継続するなか、企業間競争の激化、物流コストの上昇等、依然として厳しい事業環境となりました。

このようななかで、商品供給を的確に行うとともに、新規取引の獲得、新商材の提案などを積極的に行ってまいりました。

売上高の内訳は、食品では、加工食品、酒類が低調に推移しましたが、冷凍・チルド商品、菓子、砂糖が順調に推移し前年並みとなりました。業務用商品では、小麦粉の販売単価の下落により低調に推移したものの、燃料の販売数量が増加し増収となりました。飼料・畜産では、飼料は養豚、養鶏の生産者向け販売数量が減少したことに加え販売単価が低下し減収となりました。畜産は枝肉及び正肉の販売数量が減少したものの、販売単価が上昇し増収となりました。米穀では、玄米の販売数量が減少したものの、精米及び玄米の販売単価が上昇し増収となりました。

その結果、商事部門の売上高は1,193億73百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は20億11百万円（前年同期比24.9%増）となりました。

ホテル部門

ホテル部門につきましては、コロナ禍で中止されていた各種イベントやスポーツ大会及び企業研修等が回復し、インバウンド需要も順調に増加しており、稼働率が上昇し増収となりました。

その結果、ホテル部門の売上高は34億46百万円（前年同期比23.7%増）、営業利益は12億76百万円（前年同期比66.2%増）となりました。

不動産部門

不動産部門につきましては、賃貸料収入による売上高は2億71百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は2億57百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

部門別の売上高

(単位：百万円)

区 分	前期 (2023年 4 月 1日から 2024年 3 月31日まで)		当期 (2024年 4 月 1日から 2025年 3 月31日まで)		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
食 品 (低 温 食 品 ・ 菓 子 ・ 酒 類 含 む)	74,344	62.2%	74,237	60.3%	99.9%
業 務 用 商 品	20,319	17.0%	20,564	16.7%	101.2%
米 穀	6,790	5.7%	9,796	8.0%	144.3%
飼 料 ・ 畜 産	15,091	12.6%	14,775	12.0%	97.9%
商 事 部 門 計	116,546	97.5%	119,373	97.0%	102.4%
ホ テ ル 部 門	2,786	2.3%	3,446	2.8%	123.7%
不 動 産 部 門	247	0.2%	271	0.2%	109.6%
合 計	119,580	100.0%	123,092	100.0%	102.9%

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 不動産部門の売上高は賃貸料収入であります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額はリースを含めて38億60百万円であります。主な内容は、誉田物流センター新築に伴う設備投資などであります。

招 集
ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加により景気回復が進むものの、不安定な国際情勢による世界経済の減速や長引く物価高の影響など、依然として先行きが不透明な状況で推移すると思われます。

食品流通業界におきましても、将来への不安感、物価上昇を始めとする生活環境の動向、人口減少・少子高齢化などの影響を受け、消費者の節約志向は継続するものと思われます。

また、ビジネスホテル業界におきましても、インバウンド需要の増加もあり稼働率も回復してきておりますが、今後の宿泊を始めとするホテルサービス需要の動向や競合ホテルとの競争激化など、依然として厳しい環境が続くものと思われます。

このような状況のなかで当社グループは、商事部門では、加工食品、低温食品、酒類、業務用商品、飼料・畜産、米穀のフルライン体制の強みを生かすなかで、商品供給を的確に行うとともに、物流業務の効率化を図ってまいります。また、食品の品質に対する消費者意識が高まるなか、より安全・安心な商品の取扱いを進めてまいります。

ホテル部門では、快適で魅力ある客室の提供並びにクオリティの高いサービスの提供に努め、集客力強化の取り組みを継続してまいります。

不動産部門では、引き続き安定的な収益確保に取り組んでまいります。

これら各部門の取り組みに加え、財務体質の強化を図り、一段と厳しさを増す経営環境に耐えうる強固な企業体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 51 期	第 52 期	第 53 期	第 54 期
	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	109,897	117,881	119,580	123,092
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,336	1,112	2,707	2,050
1 株当たり当期純利益 (円)	519.95	247.54	603.06	464.68
総 資 産 (百万円)	56,694	57,937	64,407	64,314
純 資 産 (百万円)	32,305	33,491	38,158	39,310

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ユアサフナショク・リカー株式会社	52百万円	100.0%	酒類卸売業
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	50	100.0	米穀卸売業
ワイ・エフ物流株式会社	25	100.0	運送業
ワイ・エフ石油株式会社	25	100.0	揮発油販売業
ホテルサンライト株式会社	10	100.0	ビジネスホテル業
ワイケイフーズ株式会社	40	62.5	食品卸売業
太陽商事株式会社	180	57.5	酒類卸売業
東京太陽株式会社	30	100.0	飼料卸売業

(注) 東京太陽株式会社は、太陽商事株式会社の100%子会社であります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
商 事 部 門	食品(低温食品・菓子・酒類含む)、業務用商品、飼料・畜産、米穀の販売
ホ テ ル 部 門	ビジネスホテル、飲食店の経営
不 動 産 部 門	不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

地 域 及 び 営 業 所 数	名 称 及 び 所 在 地
営 業 所	千 葉 県(4店) 本 社(船 橋 市)、千 葉 支 店(千 葉 市) 旭 支 店(旭 市)、松 戸 支 店(流 山 市)
	東 京 都(4店) 東 京 支 店(墨 田 区)、パ ー ル ホ テ ル 両 国(墨 田 区) パ ー ル ホ テ ル 茅 場 町(中 央 区)、パ ー ル ホ テ ル 新 宿 曙 橋(新 宿 区)
	埼 玉 県(2店) 埼 玉 支 店(熊 谷 市)、草 加 物 流 セ ン タ ー(草 加 市)
	神 奈 川 県(3店) 横 浜 支 店(横 浜 市)、パ ー ル ホ テ ル 溝 ノ 口(川 崎 市) パ ー ル ホ テ ル 川 崎(川 崎 市)
	群 馬 県(1店) パ ー ル ホ テ ル 太 田(太 田 市)
	兵 庫 県(1店) 関 西 支 店(神 戸 市)
工 場	千 葉 県(1工場) 高 瀬 精 米 工 場(船 橋 市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ユアサフナショク・リカー株式会社	千 葉 県 市 川 市
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	東 京 都 東 村 山 市
ワイ・エフ物流株式会社	千 葉 県 千 葉 市
ワイ・エフ石油株式会社	千 葉 県 船 橋 市
ホテルサンライト株式会社	東 京 都 新 宿 区
ワイケイフーズ株式会社	千 葉 県 船 橋 市
太陽商事株式会社	神 奈 川 県 横 須 賀 市
東京太陽株式会社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商 事 部 門	217 (221) 名	9名減 (15名減)
ホ テ ル 部 門	68 (159)	4名減 (65名増)
管 理 部 門	30 (－)	3名増 (－)
合 計	315 (380)	10名減 (50名増)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、月間158時間換算による臨時従業員は()内に外数で記載しております。

2. 不動産部門は、各部門の従業員が兼務しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
217名	8名減	42.08歳	18.04年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び月間158時間換算による臨時従業員178名(前期末比10名増)は含まれておりません。また、出向者を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 千 葉 銀 行	500百万円
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,850,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,412,667株 (自己株式485,056株を除く。)
- (3) 株主数 2,193名 (前期末比88名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 株 式 会 社	425千株	9.6%
昭 和 産 業 株 式 会 社	334	7.6
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	332	7.5
株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店	240	5.4
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	228	5.2
株 式 会 社 千 葉 銀 行	219	5.0
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	219	5.0
双 日 食 料 株 式 会 社	211	4.8
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	149	3.4
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	118	2.7

- (注) 1. 当社は、自己株式485千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 共 之	
常務取締役	白 鳥 剛	業務用商品本部、飼料畜産本部担当
常務取締役	奥 田 良 三	低温商品本部長 兼 千葉支店長
常務取締役	高 橋 隆 夫	食品本部長
常務取締役	林 伸 二	米穀本部長
取締役	和 氣 満 美 子	弁護士
取締役	足 立 政 治	公認会計士、コーユレンティア株式会社社外監査役
取締役	石 橋 宏	管理本部長 兼 経営企画室長
取締役	大 山 修 一	ホテル事業本部長 兼 管理部長
常勤監査役	齊 藤 進	
監査役	細 貝 隆 之	ちばぎんカード株式会社 代表取締役社長
監査役	池 田 成 樹	千葉総合リース株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役和氣満美子氏、足立政治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細貝隆之氏、池田成樹氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役和氣満美子氏、足立政治氏を株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役足立政治氏は、公認会計士としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更いたしました。
- 常務取締役 白鳥 剛 業務用商品本部担当
- 常務取締役 高橋隆夫 食品本部担当
- 常務取締役 林 伸二 食品本部長、米穀本部担当
6. 当社は、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております（職務執行の適正性を保つための免責額の定めあり）。なお、当該保険の保険料は全額を会社が負担しております。当該保険の契約期間は1年間で、当該期間満了前に取締役会において決議の上、更新する予定であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支払人員	支払額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	130百万円 (11)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	10 (4)
合 計	15	140

- (注) 1. 使用人兼務取締役の支給額には、使用人分給与(賞与含む。)20百万円は含まれておりません。
2. 2008年6月27日の第37回定時株主総会において、取締役の報酬額は、8名に対し年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額は、4名に対し年額36百万円以内とすることが決議されています。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、報酬委員会へ諮問し答申を受けたうえ取締役会で決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
 - (ア) 株主総会決議で、取締役全員の報酬等の総額の上限を定め、その総額の上限枠内で、個人別の報酬等の内容の決定を取締役会に一任しております。
 - (イ) 6月の株主総会後の取締役会で、当期間(同年7月分から翌年6月分まで)の取締役の個別の報酬の具体的金額等について、報酬委員会において決定する旨の決議をいたします。
 - (ウ) 報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の額について、当期間(同年7月分から翌年6月分まで)の取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮することとしております。
 - (エ) 取締役の報酬等は、固定の金銭報酬のみとしております。
 - (オ) 現段階では、業績連動報酬等、非金銭報酬等、会社法施行規則第98条の5第1号の報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定は採用しないことといたします。

- ② 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針
- (ア) 時期の決定は、6月の株主総会後の取締役会にて当期間(同年7月分から翌年6月分まで)分を行います。
- (イ) 報酬等を与える時期は毎月25日とし、原則として年額を12等分した金額を与えます。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容における決定の委任に関する事項
- 報酬水準の妥当性及び評価の透明性を確保する観点から、半数以上を社外取締役が占める報酬委員会に委任しております。
- (ア) 当該委任を受ける者の氏名並びに当該株式会社における地位及び担当
- 報酬委員会は、代表取締役社長（山田共之）、社外取締役2名（和氣満美子、足立政治）で構成することとしております。
- (イ) 委任する権限の内容
- 取締役の個人別の報酬等の額の決定
- (ウ) 権限が適切に行使されるようにするための措置の内容は、報酬委員会において、取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮するという基準を設けた上で協議して決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	足 立 政 治	コーユーレンティア株式会社社外監査役
監 査 役	細 貝 隆 之	ちばぎんカード株式会社 代表取締役社長
監 査 役	池 田 成 樹	千葉総合リース株式会社 監査役

(注) 上記の重要な各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び

社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取 締 役	和 氣 満美子	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回のすべてに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的立場から監督、適宜助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役	足 立 政 治	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割及び責務を果たしております。
監 査 役	細 貝 隆 之	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に、監査役会10回のうち10回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行っております。
監 査 役	池 田 成 樹	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に、監査役会10回のうち10回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者や他社監査役としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反するなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会は会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流 動 資 産	33,314	流 動 負 債	22,628
現 金 及 び 預 金	10,627	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	18,280
受 取 手 形	447	短 期 借 入 金	2,023
売 掛 金	15,524	未 払 法 人 税 等	415
商 品 及 び 製 品	1,887	賞 与 引 当 金	66
仕 掛 品	40	そ の 他	1,842
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,034	固 定 負 債	2,375
未 収 入 金	3,693	長 期 借 入 金	30
そ の 他	64	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15
貸 倒 引 当 金	△5	退 職 給 付 に 係 る 負 債	363
固 定 資 産	31,000	繰 延 税 金 負 債	1,765
(有 形 固 定 資 産)	(16,568)	そ の 他	201
建 物 及 び 構 築 物	4,731	負 債 合 計	25,004
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	275	<純 資 産 の 部>	
土 地	11,064	株 主 資 本	33,668
建 設 仮 勘 定	286	資 本 金	5,599
そ の 他	210	資 本 剰 余 金	5,588
(無 形 固 定 資 産)	(332)	利 益 剰 余 金	23,636
ソ フ ト ウ エ ア	119	自 己 株 式	△1,156
そ の 他	213	その他の包括利益累計額	5,216
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(14,099)	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,058
投 資 有 価 証 券	11,927	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	158
長 期 貸 付 金	149	非 支 配 株 主 持 分	424
差 入 保 証 金	1,924	純 資 産 合 計	39,310
繰 延 税 金 資 産	26		
そ の 他	210	負 債 純 資 産 合 計	64,314
貸 倒 引 当 金	△139		
資 産 合 計	64,314		

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	123,092
売上原価	113,526
売上総利益	9,565
販売費及び一般管理費	6,834
営業利益	2,730
営業外収益	417
受取利息	19
受取配当金	306
受取還付金	48
その他	43
営業外費用	31
支払利息	18
持分法による投資損失	7
立退料	4
その他	0
経常利益	3,116
特別損失	77
固定資産処分損	77
税金等調整前当期純利益	3,039
法人税、住民税及び事業税	949
法人税等調整額	31
当期純利益	2,059
非支配株主に帰属する当期純利益	8
親会社株主に帰属する当期純利益	2,050

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流 動 資 産	29,869	流 動 負 債	19,553
現 金 及 び 預 金	9,066	支 払 手 形	139
受 取 手 形	443	買 掛 金	16,582
売 掛 金	14,087	短 期 借 入 金	800
商 品 及 び 製 品	1,506	未 払 金	1,128
仕 掛 品	31	未 払 費 用	54
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	561	未 払 法 人 税 等	245
前 払 費 用	34	預 り 金	141
短 期 貸 付 金	566	預 り 保 証 金	327
未 収 入 金	3,572	賞 与 引 当 金	54
そ の 他 金	0	そ の 他	79
貸 倒 引 当 金	△1	固 定 負 債	2,594
固 定 資 産	29,958	長 期 預 り 保 証 金	71
(有 形 固 定 資 産)	(14,615)	リ ー ス 債 務	55
建 構 物	4,038	繰 延 税 金 負 債	1,939
機 械 及 び 装 置	347	退 職 給 付 引 当 金	527
車 両 運 搬 具	138	負 債 合 計	22,148
器 具 備 品	55	<純 資 産 の 部>	
土 地	181	株 主 資 本	32,628
建 設 仮 勘 定	9,566	資 本 金	5,599
(無 形 固 定 資 産)	(286)	資 本 剰 余 金	5,576
ソ フ ト ウ エ ア	(325)	資 本 準 備 金	5,576
そ の 他	117	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
(投 資 そ の 他 の 資 産)	207	利 益 剰 余 金	22,608
投 資 有 価 証 券	(15,017)	利 益 準 備 金	866
投 資 有 価 証 券	11,515	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,742
関 係 会 社 株 式	1,984	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	155
投 資 損 失 引 当 金	△17	別 途 積 立 金	12,148
長 期 貸 付 金	324	繰 越 利 益 剰 余 金	9,438
差 入 保 証 金	1,337	自 己 株 式	△1,156
保 険 積 立 金	40	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,051
破 産 更 生 債 権 等	17	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,051
そ の 他 金	123	純 資 産 合 計	37,679
貸 倒 引 当 金	△307	負 債 純 資 産 合 計	59,828
資 産 合 計	59,828		

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	108,434
売 上 原 価	100,908
売 上 総 利 益	7,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,570
営 業 利 益	1,955
営 業 外 収 益	547
営 業 外 費 用	9
経 常 利 益	2,493
特 別 利 益	13
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	13
特 別 損 失	76
固 定 資 産 処 分 損	76
税 引 前 当 期 純 利 益	2,429
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	709
法 人 税 等 調 整 額	△4
当 期 純 利 益	1,725

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ユアサ・フナショク株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員	公認会計士	原	伸 夫
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	吉 田	延 史
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユアサ・フナショク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユアサ・フナショク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ

適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ユアサ・フナシヨク株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 原 伸 夫
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 田 延 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユアサ・フナシヨク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

ユアサ・フナショク株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 齊 藤 進 ㊞

社 外 監 査 役 細 貝 隆 之 ㊞

社 外 監 査 役 池 田 成 樹 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内

【会 場】 千葉県船橋市本町 1 丁目10番10号
船橋商工会議所会館 6 階 (大ホール)
(電話)047-432-0211



【最寄駅】 京成船橋駅・J R 船橋駅・東武船橋駅

※駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。